

おかげさまで 開業18周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2026年5月号

今年のゴールデンウィークは大型連休になりやすかったとはいえ、物価高や燃料費高騰の影響で近場での観光やレジャーが多かったという情報もあります。イラン情勢など先行きの不透明感がありますが、休みはリフレッシュするに限りますね。

昔から「5月病」といわれて連休後に出社するのがつらいという話がありますが、最近でも特に新卒採用して4月から入社した人たちが退職代行を使って退職することが多くなってきたというニュースもあります。入社時から自身のキャリアをどう考えているか、新入社員研修などで意識させるのも大事かと思えます。

これから、労働保険の年度更新の準備等もあります。連休気分から気持ちを切り替えて頑張っていきましょう。

5月のトピックス

- ・ 労災保険法改正案について
- ・ 在留資格「技人国」の日本語能力証明義務化について
- ・ 障害者雇用促進制度の在り方について

労災保険法改正案について

政府は、労災保険法の改正案を閣議決定し、国会に提出しました。遺族年金の支給要件について、夫のみ55歳以上か一定の障害があることとする要件を撤廃し、男女ともに年齢を問わず受け取れるようにします。また、妻のみ支給額を上乗せする「特別加算」も廃止されます。

在留資格「技人国」の日本語能力証明義務化について

出入国在留管理庁は、日本語を使い対人業務に従事する職種を対象に、在留資格「技術・人文知識・国際業務（技人国）」の申請時に日本語能力の証明を義務付けるガイドラインの変更を行い、運用を開始しました。日本語能力試験でN2相当以上を義務付けます。ただし、留学生から在留資格を移行した外国人や20年以上日本に居住している外国人は対象外としています。

障害者雇用促進制度の在り方について

労働政策審議会障害者雇用分科会で、障害者雇用促進制度の在り方に関する議論が始まりました。主な議題は、精神・発達障害者の雇用率算定の在り方、「障害者雇用ビジネス」への対応（利用状況の報告、ガイドラインの創設など）、手帳を所持しない難病患者の位置づけ、就労継続支援A型事業所の位置づけ、100人以下企業への納付金の納付義務適用拡大、障害者雇用の取組みが優良な企業の認定制度等です。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545